

海岸保全施設の適切な修繕等のあり方検討委員会（第1回） 議事概要

日 時：平成26年10月22日（水）10：00～12：00

場 所：中央合同庁舎3号館 4階 特別会議室

出席者：横田委員長，宇多，岩波，諏訪，浅井，桐，金田，渡辺，加藤，岡，木島，井上，眞田 各委員

1. 主な議事

○委員長の進行のなか、事務局が資料について説明を行い、修繕に対する考え方や管理者が使いやすい成果のイメージ等について、意見交換を行った。

2. 主な意見等

【資料1及び2について】

○海岸保全施設は、数十年かけてゆっくり劣化することの他に、地形変化により設計時の前提条件が変わったことの影響で劣化しているものがあるため、劣化した原因をとらえて、対策する必要がある。

○また、管理者が劣化の原因を遡ってわかるように、どのようなところに問題が起こるのか、わかりやすい具体イメージ等によって勉強できるようにし、それを踏まえて、巡視等をしてもらうというシステムにすると良い。

○本検討委員会での最終的なアウトプットイメージが示されていないが、補修、修繕、改良はケースバイケースであり統一的に提示することが難しいことや管理者の方が使いやすいアウトプットとするという観点から、必要な補修、修繕や、それを補完したような対策を併せて促進するためのメッセージを頭の数枚にまとめたもの（事例や図などが多い）が出ると良い。

○修繕を行う際には、再発防止についても考慮するというメッセージが伝わるようにすると良い。

○国としては、マニュアルをつくり、指針として提示するが、マニュアルは画一的に記載するところまでに留まるため、管理者は個々の環境に応じて、判断が必要となる。これらを補うために、マニュアルの勉強会や訓練、他の地域の視察により知識を高める等のソフト的な政策が必要。マニュアル中には技術的なことだけでなく、マニュアルを有効に使ってもらうためにはそういう政策も記述して、有効な修繕をしてもらうようにすると良い。

○法律の改正により、維持管理による義務が明確にされ、維持管理をしていなかったときに起きる事象に対して、責任まで問われるようなことがある。点検、修繕等はマニュアルを参考に行われるが、予算制約や環境条件によって間違った判断等をした場合に、その責任がマニュアルを参考とした担当個人に問われることがないよう、組織として判断するプロセスを内在させる必要がある。

- 予算の制約もあり、できることできないことがあるが、事故につながるようなものは、判断が間違ふことのないように健全度評価を特Aとする等の整理が必要。特Aはどなたでもわかるようにしておく必要がある。
- マニュアルの評価と判定は別もので、補修をやるかやらないかについては行政管理者の権限・責任をもって判断をするというように明確に仕分けをしていると考えている。そのための支援をマニュアルの中で行うという考えもあるが、そこに手を付けることは難しい。
- 修繕について検討していくにあたって2点確認が必要。資料2（p. 8）の図は、供用期間中は防護機能を満たすように設計しているが、色々な要因があり劣化が生じてしまった状態を表している。この図では修繕を2回するようになっているが、実際に修繕をする際に、設計供用期間中に再度の修繕することを想定するか否か。もう一つは、設計供用年数は、修繕することによって伸びると考えるか否か、共通認識として確認したい。
- 1点目について、修繕した後に再度の修繕するということは、根本的な対策がされていないということ。コスト的に考えれば、そうならないようにすべき。
- 設計供用期間となっても状態が良ければ問題ないを考える。一般的に50年と言っていることが、実態をあらわしておらず疑問がある。
- 施設が健全であれば供用期間を50年とせず、伸ばしていく考えで良い。ただし、劣化の原因がわかっているが、根本から対策を行うと膨大な費用が必要となり現実には対策できないことも生じうる。その場合には、対処療法的な修繕を行うことを許容しつつ、根本の対策を少しずつでも進めていくべき。
- 海岸保全施設は通常のコンクリート構造物と異なり、資料2のp. 8の図のように劣化が進まないこともあるので見直すべきではないか。修繕は塗装や電気防食の陽極の取り換えのように何度も繰り返し行う必要があるものと、地震や津波で変状が生じ、防護機能が確保されていないものを直すものの両方を組合せて考える必要がある。

【資料3について】

- 事後保全是、腹付や張りコンクリートの他に更新のイメージもあるため、更新も含めた事例にした方が、管理者にとってもわかりやすいのではないか。

【資料4について】

- 参考事例を紹介する場合は、根本的な理由の判断材料となる平面的な位置や、施設前面状況について情報を掲載すべき。平面図を用いて、隣接区間、類似条件の場所での問題が判断できるようなマニュアルづくりをすると良い。
- 議論の中で、根本的な対処方法と対処療法的な修繕ケースが出てくると思うが、マニュアルの中でその判断の考え方はどのようにするのか。

- 資料 4 (p. 10) で記載される「海岸管理者がデータを蓄積するインセンティブ」の明確化については、非常に難しい問題と認識している。まずは、実際にデータベースを構築しており、うまくいっている事例等を参考にすると良い。
- 資料 4 (p. 3) 参考事例の紹介イメージについて、工事は地方の会社が行うので、工事の選定理由等以外に実際に工事を行う際の留意事項などを掲載の方がよい。
- 補修の効率を上げるというのは、こまめにやるというのではなくて、原因にあった無駄なことをやっていないということが一番重要である。原因とあった対策をどう担保するかというところに力点を置いた方がよい。
- 事例は失敗した例や反省点等も含めてとりまとめた方がよい。

【参考資料について】

- 経過年数が50年先まで書いてあるが、当初の設計供用期間を過ぎても使用してよいことを前提するのであれば、管理者が当初の設計供用期間を経過した時点で供用期間を延ばしてよいと判断するための評価方法も必要。
- 参考資料は予防保全を推進するために予防保全と事後保全の費用を比べる資料なのか、予防保全を適切に行うために予防保全の中での工法を比べているのか位置づけを明確にすべき。予防保全と事後保全を比較するのであれば、事後保全の中でも健全度 A には幅があり、1 つで説明することは難しいので複数パターン用意すると良い。

以 上